

# 平成23年度の

## 介護保険料額を

### お知らせします

お問い合わせ  
長寿支援課介護保険係  
☎43-7055

65歳以上のかたの介護保険料額は、本人と世帯員の  
市民税課税状況と年金などの所得金額で決定され、7  
月に決定通知書または納付書が送付されます。

### 保険料の納めかた

①年金から差し引かれるかた(特別徴収)  
老齢退職年金、遺族年金、障害年金  
が年額18万円以上のかた

②納付書で納めるかた(普通徴収)  
老齢退職年金、遺族年金、障害年金  
が年額18万円未満のかた

■年金の年額が18万円以上になるかた  
でも、次のようなときには納付書ま  
たは口座振替で保険料を納めていた  
できます。

- ・年度途中で第1号被保険者(65歳)に  
なったとき
- ・年度途中で他の市区町村から転入し  
たとき
- ・年度途中で所得段階の区分が変更し  
たとき
- ・年金の現況届けを期限までに提出す  
るのが遅れて、一時的にでも差し止  
めになったり、年金担保貸付を受け  
たりしたときや年金特別便などで新

たな年金給付期間などが発見され  
たときなど

### 納期内に納めましょう

納付書が送付されたかたは、第1期  
の納期限が8月1日(月)です。忘れず  
に納付してください。

納付には、便利な口座振替をお勧め  
します。口座振替にすると、金融機関  
まで足を運ぶことなく確実に納付でき  
ます。

手続きは、金融機関の窓口で印鑑と  
通帳、納付書をご持参ください。



### 65歳以上のかたの保険料

段 階	対 象 者	保 険 料 (年 額)	
第 1 段 階	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯のかた	基準額×0.4	20,988円
第 2 段 階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた	基準額×0.53	27,804円
第 3 段 階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えるかた	基準額×0.67	35,148円
第 4 段階 I	●本人が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかたで、世帯内に住民税課税者がいる場合	基準額×0.94	49,320円
第 4 段階 II	●本人が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えるかたで、世帯内に住民税課税者がいる場合	基 準 額	52,464円
第 5 段 階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満のかた	基準額×1.28	67,152円
第 6 段 階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満のかた	基準額×1.35	70,824円
第 7 段 階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上のかた	基準額×1.6	83,940円

### 【保険料を計算してみましょう】

